

本会運営事務等の改善について

令和5年7月10日

昨年末から今年にかけて、過去の本会運営事務等について調査を行ったところ、不適切な部分があったことが判明いたしました。これを受けて、適正化に向けた改善・再発防止策を講じ、また川崎市へ報告を行ったところです。今後とも真摯に適切な運営事務等に取り組んでまいります。

1 調査した運営事務の期間

平成28（2016）年度から令和3（2021）年度の5年間

2 判明した不適切な運営事務

- (1) 年度末における消耗品類等の調達
- (2) 切手受払簿の紛失
- (3) 賞与の支給
- (4) 障害者スポーツ関係事業に関する切手類の取扱い
- (5) 本会内の事務執行におけるチェック機能
- (6) その他

3 不適切な運営事務の概要及び改善・再発防止策

(1) 年度末における消耗品類等の調達（平成28・29・30年度）

単年度契約の委託事業において当該年度使用見込み分を超えた数量の物品を年度末時期に調達していた（PPC用紙：平成28年度及び平成29年度、印刷用消耗品：平成30年度）。次年度以降に使用する物品の場合には当年度の経費として経理処理できないことを再確認・徹底し、責任者等による点検を実施しております。

(2) 切手受払簿の紛失（平成29年度）

保存されている経理関係書類等を確認したところ、平成29年度事務局切手受払簿のみ存在が確認できませんでした。年度終了後に書類の保存処理を行う際、適切な保存処理がなされなかったものと認識します。書類の保存処理や廃棄処理にあたっては複数の職員等で確認することを再度徹底するとともにチェックリストとの突合を行うよう改めました。

(3) 賞与の支給（平成28・29年度）

平成28年度及び平成29年度に12月期の賞与の増額支給を行ってまいりました（平成28年度：941,101円／8名、平成29年度：1,124,676円／9名）。障害者スポーツ協会部門の欠員が埋まらず、他の事務局職員等が欠員分の業務を担ったことに対する支

給であったため川崎市障害者スポーツ協会運営費補助金より支弁しており、川崎市への当該補助金に関する事業報告においても当該支給を含めた額を執行額として報告しておりましたが、今般その一部（1,251,285円）が当該補助金の使途として認められないとされたものです。使途として認められないとされた部分については川崎市へ返還するとともに、補助金や委託料の使途・目的として判断しかねる場合には交付元・委託元との相談及び協議を十分に行うよう改めてまいります。

（４）障害者スポーツ関係事業に関する切手類の取扱い

委託事業であるスポーツ振興事業において、事業の特性上、川崎市を発信者とする通知や案内等の発送が相当数あり川崎市所管課においてこれに使用した分を補充する目的で切手を渡していたことが判明しました。委託元である川崎市との円滑な協業は不可欠ですが、本会と川崎市との役割分担や費用負担において不明瞭な部分があったことがその原因と捉えております。今後、双方の分担を明確にした上で受託業務の執行にあたるよう改めました。

（５）本会内の事務執行におけるチェック機能

上記の事例が判明したことは、本会内の業務執行におけるチェック機能が不十分であったことに他なりません。資金が公金であることを改めて職員一同に自覚させるとともに定期的な内部点検に加え予告なく内部点検を行うように改め、またコンプライアンスに関する取り扱い要綱に基づいた職務執行に取り組み、顧問税理士法人を有効に活用することなどにより、コンプライアンス面や会計面等を含め適正な業務執行に取り組んでまいります。

（６）その他

過去に、複数の職員において、法人へ届け出た以外の経路・方法を併用して通勤していた事例を把握しました（現在においては法人へ届け出た経路にて通勤していることを確認）。今後、定期的に定期券面コピーの提出を求める等のチェック体制を整備するよう改めました。